

島根地方最低賃金審議会 第434回会議 議事録

【公開】

- 1 日 時 令和6年3月11日（月） 午後3時55分～午後4時40分
- 2 場 所 島根労働局 専用大会議室
- 3 出席者 公益代表委員 出席5名 定数5名
労働者代表委員 出席4名 定数5名
使用者代表委員 出席5名 定数5名
- 4 主要議題 ○ 特定最低賃金改正の申出の意向表明について
○ 特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数について

【会 長】 ただ今から、島根地方最低賃金審議会第434回会議を開会します。
はじめに、事務局は本日の配付資料の確認をして下さい。

【指導官】 本日、各委員の皆様にお配りしております資料につきまして、ご確認をお願いします。

本日は、会議次第が1枚、会議資料として赤のインデックスのナンバー1からナンバー5を綴じたものをお配りしています。

資料ナンバー1が1枚物で、日本標準産業分類の改定に伴う、百貨店、総合スーパーの取扱い等について。

資料ナンバー2が表紙を除く6枚物で、6件の特定最低賃金の改正の申出についてとあります意向表明文書の写しになります。

資料ナンバー3が、片面1枚物で、令和6年度における特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数になります。

資料ナンバー4が2枚物で、最低賃金行政および雇用安定・労働基準行政に関する要請書の写しになります。

資料ナンバー5が1枚物で、適正な価格転嫁と持続的な賃上げによる地域経済発展の実現共同宣言になります。

それから、別に参考資料としまして、資料ナンバー5と関連しますが、机上配布の参考資料としまして、2月13日に開催されました島根県政労使会議の資料、議事録をお配りしています。

以上が本日の資料となります。

(資料確認)

【会 長】 事務局から、定足数について説明して下さい。

【指導官】 それでは、本日の委員の出席状況について事務局から報告します。
本日は、労働者側の山本委員から欠席の連絡をいただいております。また、使用者側の松浦委員が遅れて出席されますが、最低賃金審議会令で定める定足数を満たしており、本日の会議は、有効に成立しますことを報告します。
以上です。

【会 長】 本日の会議及び議事録については、島根地方最低賃金審議会運営規程第6条及び第7条第2項を適用して公開とします。
事務局から公開の状況について説明して下さい。

【指導官】 本日の会議は、島根地方最低賃金審議会運営規程により公開手続きをとりましたが、傍聴希望はありませんでしたので報告いたします。

【会 長】 それでは、会議次第2、宮口労働局長から開会に際し、開会に対して御挨拶があります。よろしくお願いいたします。

【局 長】 皆さんお疲れ様でございます。
本日は、皆様ご多用の中、年度末の押し迫った中、本審議会にご出席をいただき誠にありがとうございます。
また、平素から労働行政の運営につきまして、格別のご理解、ご協力を賜っておりますことを、厚くお礼申し上げます。
さて、今年度の島根県最低賃金の審議会につきましては、物価高、それから原材料費やエネルギー代の高騰、最賃審議会の区分がBランクへの変更、色々、取り巻く環境は大変厳しい中で、過去最高となる目安額が示され、委員の皆様におかれましては多大なご苦勞を掛けたと思います。最終的には全会一致とはなりませんでした。長時間、そして深夜に及ぶ本当に熱心なご審議を賜り、大変感謝しております。
それから、特定最低賃金につきましては、6業種すべてに改正の申出があり、全会一致による答申をいただき、11月から12月にかけて順次発効ということになっております。労働局といたしましては、各方面のご協力もいただきながら、この改定された最低賃金の周知を図るとともに、履行確保に向けた監督指導に引き続き取り組んでまいります。
また、中小企業・小規模事業者について、賃上げしやすい環境整備が重要

であることから、業務改善助成金などの支援制度の活用促進や委託事業の働き方改革推進支援センターの窓口相談など、生産性向上の支援にも引き続き取り組んでまいりたいと思います。

本日の審議会では、来年度に向けた内容も予定されていますが、昨年11月に閣議決定されたデフレ完全脱却のための総合経済対策の中では、最低賃金は2030年代半ばまでに全国加重平均が1,500円以上となることを目指すとされています。最低賃金・賃上げへの社会的な関心はますます高くなると思われますので、審議会事務局としましても、島根地方最低賃金審議会の円滑な運営に一層努めてまいりたいと思います。

今後ともご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが開会にあたり挨拶とさせていただきます。

本日はよろしく申し上げます。

【会 長】 続きまして、会議次第3、特定最低賃金改正の申出の意向表明について、事務局から説明して下さい。

【室 長】 島根県特定最低賃金改正の申出の意向表明につきまして説明と報告をいたします。

まず初めに、4月1日付けで日本標準産業分類が改定されることとなり、特定最低賃金の取扱いにも影響がありますので、島根の特質に係る部分を中心に説明します。

資料ナンバー1をご覧ください。1の改定の概要にありますとおり、主には産業分類項目の新設とカンマを読点への修正、この2点が大きな修正ということになります。

真ん中の2番のところの改定の影響を受ける特定最低賃金のところですが、赤字の通り現在の百貨店、総合スーパーが新産業分類では、百貨店と総合スーパーマーケットのふたつに分割して新設されます。1月に島根県内唯一の百貨店が閉店して、現在は百貨店の空白県となってけれども、百貨店が現在ないことをもって百貨店、総合スーパーという名称が使えなくなるということではなく、3の百貨店、総合スーパーの取扱いのポイントの1つ目の印のところにありますけれども、適用対象業務の範囲をそのままにするか、あるいは変更するか、端的に言えば百貨店を残すか除くかによって申出方法が変わります。

具体的には2つ目の印のところですが、百貨店を残して適用対象業種の範囲を変更しない場合は現在の百貨店、総合スーパーの改正の申出となります。

適用対象業種の範囲を変更して百貨店を除く場合は、新産業分類に基づき

総合スーパーマーケットとして新設申出と併せて現在の百貨店、総合スーパーの廃止申出をしていただくことになります。いずれの方式によるかは関係労使で調整していただき、その上での申出という形になります。

また、裏面を見ていただきますと、上段の現在の百貨店、総合スーパーの改正申出がなされ、その改正となる場合の例ですけれども、改正する最賃額とともに百貨店、総合スーパーマーケットという形での改正として官報公示しまして、効力発生日以降はこの特賃の名称は島根県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金となります。

このほか、カンマは読点に修正されましたので、百貨店に続く表記はカンマから読点になります。

また、上段の2の適用する使用者のところの1行目の管理の次にカンマがありますが、ほかの5業種も同様に管理の次はカンマの表記となっており、6年度の申出の際は従来通りカンマを使っただき、改正決定の際には6業種すべてにおいてカンマから読点に修正して官報公示することになります。そして、7年度の申出からはカンマに替えて読点を使用することになります。

以上が日本標準産業分類の改定に伴う特賃の取扱いについて説明となります。

続きまして、意向表明について報告します。

特定最低賃金は、最低賃金法第15条第1項において、労働者又は使用者を代表する者は、労働局長に対し、最低賃金の決定又は改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができると規定されています。改正の申出があった場合、事務局では最低賃金基礎調査を行う必要がありますので、例年3月に申出の意向表明について文書で表明していただいております。

資料ナンバー2をご覧ください。今月3月1日に労働者を代表する者から島根労働局長に対しまして、ここにあります6業種につきまして、改正申出の意向表明がありました。

先ほど説明しました百貨店、総合スーパーにつきましては、適用対象業種の範囲を変更せずに、百貨店の名称を残す百貨店、総合スーパーの改正として意向表明がなされておりますので、併せて審議会にご報告します。

この6件につきましては、今後所要の手続きを進めてまいります。

改正の申出については、申出書の審査時間を十分に確保し、その後の審議会と専門部会を円滑に運営していくため、7月25日の木曜日までを目途として提出をお願いしたいと思います。意向表明されました関係労働者代表の皆様には、申出の要件に従いまして、所要の準備をよろしく申し上げます。

申出がありましては改めて審議会にお諮りします。

申出の要件となります適用労働者数につきましては、この後、賃金指導官から説明いたします。

以上、労働局長に提出されました意向表明についての報告等の説明をさせていただきます。

次に、申出の意向確認は、審議会場で、審議会として労使の各委員に対して行うものとされていますので、先ほど意向表明の説明をしました6件以外に新設等の申出の意向があるかどうか、労使委員の皆様からご確認をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

以上です。

【会長】 まず、日本標準産業分類の改定に伴う特定最低賃金の取扱いと意向表明に関するただ今の説明について、ご質問等ございますか。

【森脇委員】 意見として、改正の方向で結構です。

百貨店が復活する可能性もあるので、0パーセントとは言えないので、結構だと思っております。以上です。

【会長】 その他ありますでしょうか。

(「ありません」)

【会長】 それでは次に進めたいと思っております。本日の会議では、審議会における年間審議スケジュールの大まかな把握・調整をするという目的がありますので、労働者側、使用者側委員からの申出意向の有無も確認することになります。

ただ今、事務局から報告がありました6件以外で、労使それぞれ新設等の申出の意向がありますか。

【景山委員】 今年度はありません。

【会長】 それでは、ないようですので次に進みます。

【会長】 会議次第4、特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数について事務局から説明して下さい。

【指導官】 令和6年度における特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数についてご説明いたします。

赤のインデックス資料ナンバー3をご覧ください。こちらの表は、島根県において特定最低賃金が設定されている6業種の適用使用者数と適用労働者数の令和6年度の数値となります。表の中のカッコの数値は、昨年度の数値となります。

それでは、県内の特定最低賃金が設定される6業種の適用使用者数と適用労働者数の算出方法についてご説明いたします。まずはこちらの6業種のうち、百貨店、総合スーパーを除いて5業種について説明させていただきます。

こちら5業種の適用使用者数及び適用労働者数の算出にあたっては、令和3年経済センサスを経済産業省の方で整備した令和3年次フレームを基礎資料とした上で、当局において、それ以降の倒産情報のデータから廃止した事業場の数と労働者の数を除き、さらに最低賃金基礎調査の結果から産業分類の変更が認められた事業場の業種変更や廃止事業場の減数処理を行うなどして見直しを行い集計しております。

労働者数については、最低賃金基礎調査の結果を分析して、年齢、業務などによる適用除外となる者の割合から、適用除外労働者の推計値を求めて、出てきた推計値を最終的に差し引いたものを適用労働者数としております。

次に、百貨店、総合スーパーですが、適用使用者数については、当局独自の調査による名簿を基に今年度実施した最低賃金基礎調査結果や当局における事業場台帳記録等の数値や情報から算出して、労働者については先の5業種と同じく適用除外の対象となる年齢・業務等の対象者の推計値を除いて算出しております。

なお、今年の1月をもって廃止された百貨店については、数から除いております。

令和6年度特定最賃の適用使用者数の産業計をみますと、前年度451事業所に対して、今年度は496事業所で45事業所の増加。

適用労働者数では、前年度19,037人に対して、今年度は20,781人で1,744人の増加となっています。

この要因としましては、昨年度までは、平成28年経済センサスの母集団データを基に基礎調査結果を反映していましたが、今回から令和3年経済センサスの母集団データを基に反映したことが要因となります。

つまり、母集団データが平成28年経済センサスの情報から、令和3年経済センサスの情報に更新された結果によって、島根では、母集団データが増加に転じた業種が多かったことによります。

この増減幅が大きくなる現象はセンサスの情報を切り替えるタイミングでみられ、前回は令和元年に平成26年経済センサスから平成28年経済センサスに替わりましたが、この時も今回ほどではないですが400人変動し

た業種がありました。

また、今回、大幅に増減した現象は全国にみられておりまして、10%以上増減した県は34県、97業種に及んでいます。

以上が説明となりますが、この適用労働者数は、令和6年度特定最低賃金の申出に当たっての数量的要件を判断する際の基準となりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

なお、今後、適用使用者数及び適用労働者数が事業所の廃止などにより大幅に変動することとなった場合は、改めてご報告する予定としております。

【会 長】 ただ今の説明について、ご質問等ございますか。

【島田委員】 適用使用者数、百貨店、総合スーパーですが、令和5年度の数字で20となっておりまして、1店舗某百貨店が閉店をしておりますが、令和6年度が20ということは、そこは閉まったけれどどっかが増えたということですか。

【指導官】 そうです。

【島田委員】 どっかが増えた。そういう解釈ですよ。

【指導官】 そうです。百貨店が減って、総合スーパーマーケットが増えたということです。

【島田委員】 総合スーパーマーケットが増えて、人数もトータルで計算すると増えていると、そういう解釈ですね。

【指導官】 そうです。

【島田委員】 はい。

【会 長】 その他はありますか。

【西尾委員】 確認なんですけど、自動車小売の使用者数が結構増えている、46事業所増えているんですけど、個人的な感覚でそんなに増えているのかなってちょっと思いまして。

【指導官】 これが経済産業省のセンサスで増えているので、いわゆる新車販売のパーセンテージが高いのか、整備が高いのか、というところで分かれるところがありまして、新車の方が売り上げが高いので、その年にたまたま新車が多かったら新車になってしまいます。ただ、それは毎年の島根県最低賃金基礎調査をしますので、その時に電話で確認してどちらが多いのかということを確認して増減をしています。

【西尾委員】 増減というのは、何と何が変わったら増えるのでしょうか。

【指導官】 整備とか板金のウエイトが高いということになれば、そこで業種の変更ということですか。

【室長】 昔からこの業種では毎年の専門部会の中で、果たしてこの会社が本当に小売りなのか、自動車整備なのかというのはいつも議論しているところで。

【西尾委員】 小売りが上であれば、小売で登録されて小売の数に入ってくるよってことになるんですね。

【指導官】 それを毎年の調査でこちらが調整していくと。

【室長】 だから、今回はデータが変わったというところで、令和3年センサスとして、そこでは新車という扱いになっていますので、ここに250という形で上げさせていただいたと。これについては今後毎年の基礎調査をしていく中で、本当は新車じゃないという所は外していくという作業をしていきますので、またしばらく経てば去年と同じような数字に落ち着いてくるのではないかというふうに思っています。

【西尾委員】 整備が入ってくると賃金が高い方が入るのですかね。そこら辺が分からないですけども。

【室長】 整備が高いか低いのかは一概には言えませんですけども、一応、今後は調査を通して適正な方へ見直していくことになります。

今回は、たまたま令和3年のデータに移行したということで増えたという形になりました。

【西尾委員】 分かりました。

【会 長】 その他はありますでしょうか。

【森脇委員】 こちらからの言い分なんですけれども、要件はきちんと3分の1以上という、労働者の3分の1以上ということですね。きちんと対応していただきたいというふうに思っています。以上です。

【会 長】 その他はどうでしょう。

【会 長】 それでは、労側はそういうふうな形で対応していくという方向でお願いします。

【会 長】 次に、この件に関してご異議がなければ、特定最低賃金の申出に係る要件として、適用使用者数及び適用労働者数を報告のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」)

【会 長】 それでは、報告のとおりとします。

【会 長】 続きまして、会議次第の5番目のその他ですが、委員の皆様、何かありますか。

(意見なし)

【会 長】 事務局から何かありますか。

【室 長】 事務局から3点ございますけれども、1点ずつの進行をお願いしたいと思います。

まず1点目が、令和6年度の審議会委員によります事業場視察の実施についてでございます。令和2年、3年はコロナ感染拡大防止の関係で中止、4年度はWEB方式を活用しまして視察先との意見交換を行いまして、そして5年度は4年ぶりに実地にて事業場視察を行いました。

過去の開催状況から委員の皆様からは、使用者側、労働者側双方の貴重な意見を聞く貴重な場であると、有意義なものであるとの意見をいただいております。

令和6年度におきましても、今年度と同様に実地に赴きまして事業場視察

を実施することとしたいと思っています。

例年ですと7月の年度第1回目の本審議会の日に行っておりましたので、令和6年度も7月予定の諮問の本審議会後に実施することとし、視察先につきましては4月以降に事務局の方で調整して決定させていただきたいと思っておりますので、事務局提案につきましてご審議のほどよろしく申し上げます。

【会 長】 それでは、事業場視察ですが、事務局からは7月に視察先に赴いて実施したいということですがいかがですか。ご意見はありますか。

【会 長】 よろしいでしょうか。

(「はい」)

【会 長】 それでは、例年通り7月の本審閉会後に引き続き事業場に赴いて視察を行うこととし、実施内容は4月以降に事務局が調整するという形で進めてさせていただきます。

【会 長】 事務局から2点目をお願いします。

【室 長】 次に、資料ナンバー4についてでございます。先般、連合島根様から最低賃金行政及び雇用安定・労働基準行政に関する要請行動がございましたので、この中の最低賃金行政部分について状況をご報告いたします。

3月1日に連合島根の成相会長様はじめ7名の方が島根労働局におみえになり、労働局長に対し、要請がなされました。労働局の方は、局長、部長、関係課・室長が対応しましたが、要請の内容についてはお手元の資料ナンバー4のとおりです。

要請書の2ページ目を見ていただきますと、記の1のとおり最低賃金制度についての要請、要望をいただいております。最低賃金近傍で働いている方の多くは非正規労働者であり、依然として労働者の4割を占める非正規労働者の労働条件改善は急務であり、最低賃金制度がもたらす影響は益々大きくなっているとのことで、事務局としましても、特定最低賃金を含め、最低賃金審議会が円滑に実施できるよう努めることと、労働者のセーフティーネットとして十分に機能するよう周知広報、監督指導を図っていく旨回答しております。

また、中央との地域間格差を是正していくことを目的として掲げた新ランクでの目安額において、AランクからCランクへと傾斜がつけられ示された

ことは地方としては理解しがたく、より地域間格差の是正を鑑みた審議をするよう中央最低賃金審議会に対しての要望もあり、このことについても本省へ報告する旨回答しています。

以上、簡単ではございますけれども、2点目としまして、連合島根様からの要請行動についてご報告させていただきました。

【会 長】 ただいま要請行動についての報告がありました。この件について何かご意見はありますでしょうか。

特に労側委員の皆様、追加等ご意見はありますでしょうか。

【景山委員】 最低賃金という非常に、何と言いましよう、島根地方に対して影響率はますます高くなっているというふうな認識はしております。そのことがあるが故に労使それぞれの立場から非常に厳しい審議を近年行っているものだというふうにも思っております。現在行われている全国の春闘、相場などがですね非常に気になる場所だということふうにも思っております。しかしながら、現在はやっぱり価格転嫁が進まない一方で、物価高に賃金上昇が追いついていないということで、ますます働く方々の賃金の受ける自由度というところが狭まっているというふうにも感じておりますので、そういったことを加味しながら来年度の審議にも植え付けたらなというふうにも思っているところでございます。特段、これに対する意見ということではないですけども、そういう意見をもっております。

【会 長】 その他、今のご意見に対して何かありますでしょうか。
よろしいでしょうか。

(「ないです」)

【会 長】 それでは2点目についてはこのとおりという形にさせていただきます。

【会 長】 次に、事務局から3点目をお願いします。

【室 長】 3点目は、資料ナンバー5の島根県政労使会議についてです。昨年11月と本年1月に中央では総理大臣と労使代表による政労使会議が開催されましたが、この政労使会議の議論を地方にも波及させることを目的に各都道府県においても開催することとなり、この島根では2月13日に島根県知事や島根県経営者協会会長、連合島根会長などの出席のもとで島根県政労使会議

が開催されました。

行政機関としましては、労働局、島根県、中国経済産業局、公正取引委員会からは、賃金引上げに向けた支援措置や取り組みについての説明を行い、県知事や労使代表者からは賃金引上げについての見解や課題等について発言があり、会議の終わりには資料ナンバー5の適正な価格転嫁と持続的な賃上げによる地域経済発展の実現共同宣言が出席団体の合意に基づき取りまとめられました。会議の内容につきましては、机上配布の参考資料としております議事録を別途ご確認くださいと思います。

以上が事務局からの報告となります。

【会 長】 ただ今ありました島根県政労使会議につきまして、ご意見やご発言はありますか。追加の発言はございますか。

【景山委員】 非常に素晴らしい取組みを労働局にさせていただいたというふうに私自身思っておりますし、我々の仲間からですね、この春闘を闘う上でこの共同宣言というのがあるということについて、非常にありがたいというお話を今回たくさんいただいているところでございます。名立たる団体のトップがこの内容について合意をされて力を合わせられたという、非常に島根県民にとっても大きなことではないかなというふうに思っておりますし、我々の立場からもこのことが履行されるようにですね、努めてまいりたいというふうに思っているところでございます。ありがとうございました。

【会 長】 その他よろしいでしょうか。
(なし)

【会 長】 それでは、事務局からまだありますでしょうか。

【室 長】 最後になりますけれども、次回の審議会についてでございますけれども、令和6年度の島根県最低賃金について、局長が必要と認めた場合に改正諮問を行うこととなりますので、その時に開催させていただく予定です。

時期につきましては、ここ3年間は7月6日に行っておりますが、6年度も同じような時期の7月上旬になろうかと思っておりますけれども、4月に入りましてから合庁会議室を確保したうえで日程調整をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

【会 長】 それでは次回の審議会については事務局で日程調整をお願いします。

【会 長】 すべての議事が終わりましたのでこれで閉会となりますが、次回、第43
5回本審については、労働局長からの改正諮問を行う時に開催する予定とし、
例年どおり会議及び議事録は公開とします。

それでは、今年度最後の審議会となりましたが、皆様のご協力のおかげで
今年度のすべての審議を無事に終了することができました。本当にありがと
うございました。来年度におきましても、公労使、信頼関係のもと、真摯な
議論を行っていきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

以上を持ちまして閉会します。ありがとうございました。